

## 維新期神領の社会構成

——離宮八幡宮領大山崎莊諸身分の戸数割等級と土地所有——

石井 日出男

## 目次

はじめに

- 一 諸身分の戸数割等級
- 二 諸身分の土地所有

## はじめに

京都盆地の南西端、桂川・宇治川・木津川の三川を合流した淀川が大阪平野へと流出する天王山と男山に挟まれたいわゆる山崎狭隘部は、京都の西の関門として古くから関頭の要衝になったことで識られる。離宮八幡宮領大山崎莊は、この狭隘部の北側、淀川右岸の西国街道（山崎街道）沿いに城撰にまたがって所在し、明治六年（一八七三）、城撰国界の最終的な確定にともない京都府と大阪府に分けられている。

幕藩体制下において主要寺社には寺社領（朱黒印地・除地）が付与されて領有権（貢租処分権）を認められ存立するための経済的基盤となった。この寺社領の実態はそれぞれの成立過程に由来して多様であるが、<sup>(1)</sup>離宮八幡宮領大山崎莊

は、中世期、油座の特権の下に結集した神人達の富裕な経済力を背景に守護不入の自治的都市共同体(惣中)として成立し、支配身分である神人達(社家層)による惣中を存続させたまま幕府から朱印状を下付され領有権を安堵されて幕藩体制下に編入されたものである。<sup>(2)</sup>

維新时期における明治政府による近代国家の構築過程は、核となる領有制の解体過程・原蓄過程と併行・連動して、国家神道の形成期であること、すなわち、「祭政一致」布告や「神仏分離令」に始まる宗教「近代化」政策推進過程でもあることに特色があるが、「官国幣社」とは異なる「諸社」を領主とする神領のこの期における社会経済構造とその変容の実態が十分に追究されているとはいえない。本稿では、この問題意識に基づき、大山崎荘を対象に、とりあえず、諸身分の経済的地位の変動を解明すべく、差し当たり、戸数割等級と土地所有の側面について予備的な考察を試みる。あらかじめ、近世—維新时期における社会構成を簡単に検討しておく。

身分別構成を戸数で見ると、宝暦八年九月(二七五八)の宗門人別帳では、城州側において社家七一(他に明家二二)、下役人一、社僧六、百姓一九三、計二七二、摂州側において社家八、下役人一、社僧四、百姓八二、計九五、城撮合計の社家八〇、下役人一、社僧一〇、百姓二七五、計三六七となる。社僧は離宮八幡宮の役寺の宝積寺(宝寺)と西観音寺(谷寺、摂州側に所在。後述のように、排仏毀釈過程で椎尾神社へ改変された)の子院であって、他に無社役の「諸宗諸宗門」寺院が四十数寺あり、そのうちの多くは有住の筈であるがそれらの分は別になる。したがって、寺家についてはその全体を示すものではなく留保が必要であるが、全戸数に対する構成比は、城州側の社家が二六・五%、摂州側の社家が八・四%、城撮合計における社家が二一・八%になる。この身分別構成戸数は、明治五年一月(一八七二)には、城州側において社家三四、寺家一三、百姓一一六、計一六三、摂州側において社家六、寺家三、百姓五七、計六六、城撮合計の社家四〇、寺家一六、百姓一七三、計二一九に変化する。なお、この社家には椎尾神社の社人三戸(城

州二、摂州一)を含む。以上の戸数を構成比にみると、城州側の社家が二〇・九%、摂州側の社家が九・一%、城撮合計の社家が二七・五%になる。上述の宝暦八年における寺家についての留保を勘案する必要があるとはいえ、この間、総戸数において城州側が四〇%、摂州側が三一%、城撮合計で三八%減少したが、社家においては、城州側が五六%、摂州側が三八%、合計で五四%と他の身分に比してその減少率が著しい<sup>(3)</sup>。禁門の変に連動した大山崎における元治の兵火による罹災者の離散を考慮しても、この変動には構造的なものがあると考えられるが、ここではその問題には立ち入らない。

### 一 諸身分の戸数割等級

離宮八幡宮の所領高(内積高)は九五五石一斗一升三合二勺で、当初、全て大山崎荘に所在したが、元禄十二年(一六九九)以降は、淀川治水工事によって生じた潰地五七石七斗一升七合分を木津川上流の相楽郡木津郷および吐師村<sup>(はじ)</sup>のうち代地として与えられ飛地領を持つことになった<sup>(4)</sup>。

この神領の財政を維新时期についてみると、明治二年(一八六九)の支出高合計は一六九両二分三朱と二八九貫五九〇文であり、収入は、①社家役田四七人分、役田一人につき四貫五〇〇文掛け、②社家別内畑掛け、③水留めにつき入り、④五保・六保要脚地上り物、⑤宿役金貸付利足、の五費目が書き出されており、これらの収入を差引いた残額について、田地は上中下に区別された宛高に対し石掛け、藪・畑は反掛けで賦課があった(明治二年十二月「諸入用勘定帳」、離宮八幡宮文書、以下同じ)。この石掛けおよび反掛け金は、収入全体の八六%を占める最大の財源となる。なお、田地宛高は、上五〇三石余、中二六七石余、下一〇一石余、合計八七二石余であり、これらの宛高一石につき、上二分、中三貫五〇〇文、下二貫文がそれぞれ賦課され、下田の反当たり賦課額を一〇〇とすると、中田一七五、上田二

五〇となる。また、藪・畑の賦課額は反当たり一貫文であった。社家役田は一人三反六畝歩とすれば、反当たり一貫二五〇文が賦課されることとなる。

別に「家別人用勘定帳」が作成されており、ここでは六九〇貫四二三文の賦課額に対し、高掛りならびに要脚地上り物の占める割合が七二%で、残り一九三貫余が「戸数割」（後の法令に基づくものとは異なる。戸数割の明確な賦課基準は不明）の対象とされた。

この戸数割は、社家三五戸、寺院二一か寺、百姓一六〇戸に対して、一戸当たり、社家・寺院が一一四文、百姓は上等級二貫一六五文、中等級一貫三四八文、下等級八三一文の等差が付けられている。総戸数二二六戸の一戸当たり平均は八九四文となるから、社家・寺院はその金額の二二・八%を負担すれば済むことになる。この戸数割の賦課方法をみると、社家・寺院と百姓は画然と区別されており、かつ前者に対してきわめて有利となっていることが判明する。

翌三年十二月の「諸人用勘定帳」を分析すると、基本的には、右にみた二年とほぼ同様の收支構成にある。

この年の支出高総計は九一〇両三八文となり、前年歳出の約二倍に規模が膨張している。収入内容を見ると、①小泉川堤敷地米代、昨已年分、②同下植野村分、③宿役金貸付利足、④五保・六保用（要）脚地年貢取立分、⑤同米一石五斗九升三合三勺代、⑥反掛け金、⑦百姓分家別掛け金、⑧社家・寺院家別掛け金、⑨皆済の際の借入金、以上となっている。収入総額の八九%が石掛け金で占められ、この年は全体の七%に当たる借入金がみられる。なお、①・②は前年度の③と同様の性格の費目と思われる。

戸数割額は、百姓分が一六七貫余、社家・寺院分が二七貫余であり、百姓一五一戸は上三一、中五〇、下七〇と戸数が分けられ、一戸当たりの賦課額は、上一貫九二二文、中一貫二七五文、下六三七文の等差が付されている。社家・

寺院五五戸は均等に四七四文が賦課される。百姓分と社家・寺院分を合計した戸数割総額に対して、総戸数二〇六戸の戸当たり平均賦課額は九四五文となり、前年に比して約六％増加することになる。この額に対する社家・寺院の戸当たり賦課額は約五〇％となり、百姓に対する賦課額との格差が前年よりも縮小したが、依然として社家・寺院にとってはかなり有利な賦課法となっている。

さて、社家・寺院は、戸平均額の半額を均等に負担すれば済むが、百姓は、中等が下等の二倍、上等が中等の一・五倍の格差をもってこの費目を徴収された。百姓にあつてはどの等級に位置づけられるかが重要な問題となるだろう。

社領上知後の明治六年二月の「家別入用懸取立帳」を次に分析してゆこう。上知後でもあり、この年はいわゆる民費に相当する費用が戸別に賦課される。総額四七五錢一厘六毛の内、六〇％は高に掛けられ、残り一八円余から「月々陸運会社入用掛り」八三貫六〇〇文を差引いた一〇円四六錢七毛が戸数割の対象となり、社家三四戸、寺院一七戸、百姓一五八戸、合計二〇九戸に対して、社家・寺院は戸当たり均等に五〇〇文、百姓は上八八九文、中五九三文、下二九六文が賦課された。

明治二年と比較すると、社家二戸、寺院四か寺、百姓二戸が減少し、特に寺院の減少が目につく。この年の百姓の等級別戸数は、上三一、中四七、下八〇であり、上等は三年と同数、中等が三戸減、下等が一〇戸増となる。さて、戸平均賦課額を諸身分について比較すると、総戸数に対する戸平均賦課額は五〇〇文（五錢）となるから、社家・寺院はこの年になりその平均額を負担することになったことが判明する。百姓内部についてみると、中等と下等の差が二倍、上等と中等の差が一・五倍であることには変わりがない。中層が減少して下層が増加する傾向がみられるが、従来の社家・寺院に有利な賦課法はかなり是正されたといえる。ただし、社家・寺院の内部においても経済力に

格差があるから、とりわけ有力な社家・寺院に有利な賦課法となる基本的な性格には変化がない。そこで、社家・寺院を一括して均等割とする方法に対して、社家・寺院層の内部にも貧富格差がある限り、彼ら内部からこの賦課法の

逆進性を問題とする意見が提出されるのは必至であった。この年の取立帳には次のような張り紙がある。

当年之義者割合ニ相成候ハ、致方無之候得共、来年方社中之義も百姓同様ニ上中下之差別致呉候様、川原崎氏被申出候事

かくして、翌七年からは社家にも百姓同様の等差が設定され戸数割が徴収されることに変化するのである。従来の賦課法に対する百姓の側からの不満は史料上みられない。これは総戸数の約四割を占める下等級の百姓にとって、彼らにすれば総戸数に対する一戸平均額の約六〇%相当額を負担すれば済むとの、それなりに多少とも貧富格差を配慮した賦課法となっていることも背景にあるものと思われる。したがって、この賦課法是正の要因は、社家層に属しながら村民の平均の一戸負担額を支えきれないような経済力にある社家がかかり存在するということにあると考えるべきであろう。

表1は、大山崎荘村民の等級区分を示したものである。社領上知後、社家は神勤を免じられ、士族か平民のいずれかに編入された。戸籍にありながら戸数割の賦課対象として記載のない者をひとまず置けば、社家三四戸は二二戸が士籍に、一二戸が民籍に編入された。士族は上中下の等級にほぼ同数ずつ分布し、民籍編入者は圧倒的に下等が多い。すなわち、明治五年についてみれば、百姓の約二割が上等、ほぼ五割が下等に属し、前述のごとく逐年下等に属する者の増加する傾向を五年と八年の対比でも知ることができるが、民籍編入の社家の七五%は下等に属し、この数値は百姓のそれよりもかなり高い。社家の内、上等に位置する部分に士籍編入者が比較的多いといえるが、絶対数ではほぼ同数が下等にも存在し、社家層全体の下等所属者比率は百姓層とあまり変わらないのである。これは、百姓層以上に

表1 大山崎荘村民の等級区分

明治5年				明治8年				明治5年(%)				明治8年(%)				
旧社家 士	平	計	百姓	旧社家 士	平	計	百姓	旧社家 士	平	計	百姓	旧社家 士	平	計	百姓	
上	7(2)	1	8(2)	31(13)	6	1	7	19	31.8	8.3	23.5	19.5	35.3	10.0	25.9	15.6
中	7(1)	2(1)	9(2)	48(13)	5	1	6	35	31.8	16.7	26.5	30.2	29.4	10.0	22.2	28.7
下	8(2)	9	17(2)	80(30)	6	8	14	68	36.4	75.0	50.0	50.3	35.3	80.0	51.9	55.7
合計	22(5)	12(1)	34(6)	159(56)	17	10	27	122	100	100	100	100	100	100	100	100

注 (1) 「家別入用取立帳」(明治5年正月), 「家別入用懸取立帳」(明治6年2月), 「家別入費掛取立帳」より作成(離宮八幡宮文書)。

(2) 明治5年欄社家は, 明治6年2月現在。

(3) ( ) 内は, 明治6年分村の山崎村分。

社家層内部における経済的な格差の上下に拡げられていることを意味する。なお、前述のように、明治六年、約三分の一の村民が属する地域は大阪府へ移管し、山崎村として分離独立する。掲出表明治五年の等級区分にはこの分村前の村民を含み、八年分にはこれが除外される。また、分村地域に所在する旧西観音寺は、排仏毀釈過程で椎尾神社と変わり、還俗した僧は社家となったが、掲出表社家の内、五年の民籍の中等一名は離宮八幡宮ではなくこの椎尾神社の社家となる(城州側大山崎にも椎尾社人が二戸存在するが、六年までに帰農しているので民籍に入れた)。この時期の大山崎荘は七組に分けられ、旧来の上六保(京都方面)・下五保(大阪方面)編成をほぼ基準として、一組五位川保の約半分、二組五位川保の残りおよび溝口保の約半分、三組溝口保の残り、四組中村保と舟橋保および宝寺門前、五組辻の保および井尻保からそれぞれ構成され、ここまでは大山崎荘として残る。六組は関戸保・倉の内保・大手町・上寺、七組は谷寺門前から構成される。なお、七組は比較的上等に属する者が多く、明治六年、一九戸の内、八戸(四二%)が上等、七戸(三七%)が中等、四戸(二二%)が下等になる。谷寺の椎尾神社への改変をめぐって檀家の間に強い反対運動が起きたが、これは檀家に山林・藪を所有して他の組にみられない特徴であるが、余業として「山稼」従事者が多数存在し比較的経済的に安定した家の多かったことも背景に考えられ

(5)  
る。

明治八年度の戸数割賦課は、上等三二戸、中等六三戸、下等六六戸、合計一六〇戸を対象にして、六一円三三錢二厘二毛の内、通送人繰替金を差引いた六〇円余について、その六割・三六円余が戸数割として賦課された。各等間の格差に従前と変化がなく、中等は下等の二倍、上等は中等の一・五倍となっている。掲出表八年（七分分）に比較すると、上等五戸、中等三二戸が増加し、下等が一六戸減少している。総戸数では一一戸の増加となる（明治八年分戸数割割付帳）。翌年度の戸数割賦課法は、「丸掛り」（規定額を徴収）と「半掛り」（規定額の半額を徴収）の二本立てに簡素化される（明治十年七月取立 家別割付簿）ので、この年度は前年までの等級区分を改訂し、下等に属する者を少なく設定する経過的な段階に位置するものと考えられる。この改訂方向は、貧富格差が存在する場合、下層に属する者は不利な方法となる。すなわち、等級間の格差が縮小し、村内上層は比較的従来よりも一戸負担額が少額で済むこととなる。

なお、地租改正後の明治十一年になると、「従前民費課出致来候科目之内、官費相成候分有之、且賦課之方法ニ付、内務省ヨリ達之趣も有之、当分左之通相定候条、来ル明治十一年ヨリ施行可致候事」として地価割・反別割・戸数割のそれぞれ対象とすべき費目が明確にされた（「民費課出區別簿」）。諸入費の賦課徴収に当たり、反別掛けを中心に地価割を基準とする方向が採られたことになる。十一年三月の「丑年諸入費取立帳」によると、田・畑・宅・藪・流作田・流作畑藪ごとに反当たりの賦課額が設定され、さらに地価割を付加するとの方法が採られている。この時期の大山崎荘は、一方で淀川の洪水に悩まされながら、他方で沼地の開拓が進行していたから、地形上、一部の田畑には生産力の不安定なものもあり、したがって、反別割と地価割を併用することはそれなりに合理的であったと考えられる。

表2 大山崎荘百姓土地所持規模別階層構成(明治2年)  
(単位)反・畝歩

	大山崎	山崎	合計(%)	面積(%)
30~50	4	—	4(2.4)	158.325(28.3)
20~30	4	1	5(3.0)	106.119(19.0)
10~20	6	5	11(6.5)	163.627(29.2)
5~10	4	5	9(5.4)	70.900(12.7)
3~5	9	—	9(5.4)	34.004(6.1)
1~3	11	4	15(8.9)	25.715(4.6)
1未滿	1	3	4(2.4)	915(0.2)
0	77	34	111(66.1)	—
合計	116	52	168(100)	559.815(100)

注(1) 大山崎町役場文書より作成。

(2) 土地は田・畑・藪の合計(一部藪地の面積は不明)。山地は箇所数のみ判明し面積は不明。

(3) 掲出外の寺院所有地面積は、観音寺17.328、聞法寺1.318、真成院2.324。

## 二 諸身分の土地所有

社領上知前の明治二年(一八六九)における大山崎荘百姓層の土地所持状況は表2の通りである。前出分村地域に属する百姓は山崎として分離し掲出した。分村地域には比較的中農層が多く、五反―二町層の比率は該当地域全体に対して約二割存在するが、大山崎地域にあっては同層は約一割にすぎず、階層分化が早くから進展していることを知り

うる。最大の土地所有者(青木庄三郎)および二位の所有者(山本庄治郎)は規模を縮小ないし維持するにとどまるが、三町以上層の残り一家(川崎清兵衛・入江利兵衛)はその後も順調に土地を集積し、土地所有規模からみて荘内最上層の地位を保っている。二町層五人は二名が規模を拡大し三名が維持あるいは縮小させている。この段階の土地所有者はその後の地主的土地所有の進展を考える場合、最上層にあっては未だ安定したものとはいえず、地租改正までの時期にかけて一定の変動がみられる時期といえよう。最上層における変動は、当然ながら余剰資金の有無、すなわち、耕種農業以外の営業状況のいかんによる貨幣獲得の有無に左右される。その点を明らかにするため表3を掲出しよう。

農業以外に宿屋、質商、油屋、竹屋、瓦屋、左官屋、葉種商

表3 大山崎荘2町以上の土地所有者

(単位) 町・反畝歩

	明治5	明治9	明治21	備考	明治2
1 疋田芳春	①5.9315	③5.8311	④5.7300	社家, 士族	
2 入江利兵衛	②4.7912	④5.5518	③6.1919	農, 「蕎麦屋」, 質屋	A3.3910
3 川崎清兵衛	③4.5127	②7.4010	②8.4304	農, 「高槻屋」, 宿屋	A3.4200
4 山本庄治郎	④4.0918	⑧3.3525	⑨3.1529	農「米屋」, 米屋・酒造業・材木商, 庄屋	A4.3615
5 青木庄三郎	⑤4.0012	⑥3.4527	1.8814	農, 製茶, 幕末期社役人	4.6600
6 福田文四郎	⑥3.4406	⑤3.9526	⑦4.7203	農, 「栴屋」, 材木商	A1.3900
7 松田秀健	⑦2.5324	①9.7123	①9.2929	社家, 士族	
8 梶野甚三郎	⑧2.5009	⑩2.8528	⑩2.4427	農	2.3600
9 松田秀宏	⑨2.3818	⑨3.3419	⑩2.9220	社家, 士族, 諸仲買・石灰小売	
10 荒堀平七	⑩2.3006	⑦3.3609	⑥5.0211	農, 「米屋」, 絞油・竹仲買	A2.100
11 津田貞斉	⑪2.1924	9106	9521	社家, 士族, 離宮八幡宮祠掌	
12 岩井兵助	⑫2.0709	⑬2.4228	⑫2.4109	農, 絞油・製茶, 庄屋	7800
13 観音寺	⑬2.0318	⑫2.6423	⑭2.1927		1.7328
14 藤井則孝	⑭2.0221	1.9003	1.9813	社家, 士族	
15 笠原平蔵	1.5724	⑪2.6800	⑤5.6213	農	9510
16 中田貞家	1.4121	1.0822	⑯2.1214	社家, 士族, 絞油・竹仲買	
17 栢野平四郎	1.1024	1.8527	⑧3.3315	農, 「硫黄屋」, 薬種商	A1.3515
18 川崎治郎兵衛	6409	⑭2.3527	⑮2.1403	農, 「瓦屋」, 瓦屋	A 2600
19 岡部吉五郎	6021	1.3818	⑬2.2207	農, 佐官屋, 石灰小売	3300
20 巽利助	9924	1.2319	719	農, 社役人「念仏屋」, 古道具・醬油小売	1.0020
21 森村伊太郎	3.7218	1.7127	2.0718	農, 社役人, 「薬屋」, 薬種商	A2.0507
22 石上宗興	3.6306	1.9120	1.5324	社家, 士族	
23 奥田勝治郎	2.5218	—	—	農, 社役人, 庄屋	A1.8000
24 藤井則繁	2.0624	8702	1.1308	社家, 士族, 酒解神社祠掌	

- 注 (1) 「壬申年 山方畠方金納並諸懸取立帳」(離宮八幡宮文書), 「耕宅収獲地価一筆限簿」(明治9年改正, 大山崎町役場文書)等より作成。
- (2) 所有面積は「家」を単位とする。耕宅地(含藪)の合計(山林を含まない)。明治5年は改租前反別。
- (3) 21以下は分村した山崎村の住民。Aは安政3年神領改革時の14人衆のメンバー。
- (4) 3の21年は円明寺村所有分を入れ9.1827, さらに分家(11年5月)を含めると10.3922。4の9年は分家(9年1月)を含め4.3202。22の5年は10年頃合家した分家を含めると4.5403。13・14・15は1反前後, 2・3は2反余, 1は7反余, 11・12・24は1町余, 21・22・23は3町前後をそれぞれ山崎村に所有(本表の5年の数値に含む)。
- (5) 備考欄の「農」は身分呼称の「百姓」と同義で, 必ずしも職業の実態(農業)を示すものではない。なお, 「」は屋号を示す。

表4 明治5年大山崎荘土地所持規模別階層構成

(反)	大山崎				山崎				合計			
	平民	社家	寺院	小計	平民	社家	寺院	小計	平民(%)	社家(%)	寺院(%)	小計(%)
30~60	6	1	—	7	—	1	—	1	6(3.7)	2(5.3)	—(—)	8(3.6)
20~30	3	4	1	8	1	1	—	2	4(2.5)	5(13.2)	1(5.3)	10(4.5)
10~20	6	8	1	15	5	—	—	5	11(6.7)	8(21.1)	1(5.3)	20(9.1)
5~10	8	7	3	18	5	2	—	7	13(8.0)	9(23.7)	3(15.8)	25(11.4)
3~5	10	5	2	17	2	2	1	5	12(7.4)	7(18.4)	3(15.8)	22(10.0)
1~3	23	4	2	29	8	—	4	12	31(19.0)	4(10.5)	6(31.6)	41(18.6)
1未満	53	2	1	56	33	1	4	38	86(52.8)	3(7.9)	5(26.3)	94(42.7)
合計	109	31	10	150	54	7	9	70	163(100)	38(100)	19(100)	220(100)

注 (1) 「壬申年 田方畠方金納並諸懸取立帳」(離宮八幡宮文書)より作成。

(2) 土地は田方と畑方(屋敷地・藪を含む)の合計。

(3) 明治5年末現在の族籍別戸数は、平民173(大山崎116, 山崎57), 社家40(大山崎34, 山崎6), 住職16(大山崎13, 山崎3), 合計229である。内、土地無所有は23(平民12, 社家6, 住職5)。従来村民であったと思われるが戸籍がなく、土地を所有する者4(平民2, 社家2)。無住職で土地を所有する寺院7。

(4) 掲出外に、五保役田1町7703, 紀氏中3515, 五位川町中21, 勾当田506。

(5) 掲出外に、他村民の土地所有者17(3~5反層1, 1~3反層4, 1反未満層12=東大寺村持含む)。

などを営む者にはその後土地所有規模を拡大する者が多くみられ、この時期の有力「百姓」の一部は社役人として社領運営にも関与していたが(5、20、21、23)、彼らのその後の土地所有状況をみると必ずしも全般的に順調とはいいがたい者も存在する。なお、21以下の者は分村後の山崎地域に居住し、したがって九年以降については、依拠した史料が分離後の大山崎荘に限定されるため、その全体としての所有状況は判明しない。彼らを含めた掲出表の註(4)に注記した諸家の土地所有規模の縮小は必ずしもその衰退・没落を意味するものではない。

さて、一般「百姓」については右のようにその土地所有の消長をみる事ができるが、社家層についてはどうであろうか。この点、最上層二名(1、7)は村内における地位を保つが、それ以外は維持あるいは低下させる者が多くなる。社家層は当初から傑出していた正田芳春(1)を例外として、全体として右に指摘してきたような状況を窺いうるのである。なお、松田

秀健(7)は、後述する役田の処分の際して大規模な土地を一気に集積して村内最大の地主となったものと思われる。彼は明治五年、村内第七位の土地所有者であったが、役田払下げを受けた後の明治九年には所有規模を九町七反余にまで増加させ、「高槻屋」の屋号を持ち、宿屋を経営して大を成した川崎清兵衛と並び村内最上層を占めるに到ったのであった。

結局、松方財政の不況期を経た明治二十一年(一八八八)頃までを通観して、村内一〇位までを構成する上層土地所有者(下限は約三町規模)の内、旧来の大山崎荘における支配身分であった社家層からは三名が登場するにすぎず、大半は経済的に低迷していったことが指摘できるだろう。五年段階の社家には一町台の土地を所持する者が多く、一見、百姓身分層に比して安定した土地所持規模を持っていたが(表4)、その面積のうちには所有権の安定した「家領」ばかりではなく「役田」が含まれ、かつ金銭の貸付け等により貨幣を蓄積した例外の社家を除き、彼らの大部分は諸営業に従事する経験も少なかったものと思われ、その経済的な内実にはかなり深刻なものがあつたと推測される。

明治四年現在、五二歳の母と二人暮らして本人は一二歳であつた社家を事例としよう。彼の所有地は幼年のため役田の支給もなく宅地二一歩を有するのみであつた。彼は六年九月一日、以下のような出稼ぎ願いを戸長に宛て提出している。

口上書

一私義、此度民籍へ変入被申付候ニ付、万端宜奉願上候、且又老母并幼年之私、渡世之致方無御座候、尤是迄必至難波ニ迫リ日夜飢渴之苦ミヲ逃がれヌ候故、此度大阪府御管下東大組第拾五区平之町三丁目高野栄七方へ兩人共出稼仕度、此段奉願上候、前件始末被聞分、御聞届ケ被成下候ハ、如何計忝奉存候、以上

「日夜飢渴之苦ミヲ逃がれ」ないほどの「難波ニ迫」られているとあり、社領の消滅は彼にとって従来の生活保障を

根底から覆すものとなった。彼は前年九月二十四日にも右の高野方への九〇日間の寄留願いを提出しており、村内で生計を維持する手段は見出しえなかったものと考えられる。

なお、村内に大地積の土地を有する寺院はなく、二町余の観音寺が最大の土地所有者であった。また、表4の注3に関連して、戸籍を有しながら村入費の取立帳の等級表に名前のない者が、社家で約一割、平民に約二割存在する。彼らの大半は土地所有が零細か無所有であり、かつ戸主が幼年あるいは老齢者のみという場合が多い。前述のように出稼ぎ中の者もあったであろう。土籍編入者で戸数割の賦課を免除されている社家も存在する（明治四年現在、一八歳と一五歳の姉妹二人暮らしの社家）。

大山崎荘は天王山をその内に抱え、「百姓」の中には大規模ではないが山林を所有する者が存在した。掲出表5は、大山崎荘における山林の所有状況を示したものである。この地域には近世期から竹林が開かれ、隣村円明寺村の改租にあつては、藪とは別に孟宗畑の地目が置かれ、その反当地価額は普通畑を越えるほどであった。ここで問題とする山地には、松などの用材林や藪と並んで孟宗竹などの竹類の栽植に利用される地積もあった。

掲出表の依拠史料には、面積を朱書で訂正した数値があり、注記したごとく、それは訂正前の二五%増となっている。改租面積を示すものである。なお、林野改租後の山林地租徴収簿により、村民の所有する山林地価額が判明するので、それを元に表6を作成した。表5の山林面積を利用すると、反当地価額は五〇銭弱となる。大山崎荘の地目別反当地価額は、宅地が最も高く五八円余、田四五円余、畑二四円余、藪五円余で、やや高台にあり水害を免れる円明寺村の場合、田の反当地価額は六〇円余と高くなる。なお、改租による増歩率は、大山崎荘の場合、宅地三一%余、田五二%余、畑三四%余、藪三五%余、荒地二五%余となり、これらに比較すると改租による山地の増歩率は小さい。改租前における利用の進展と面積把握の正確さを示すものであろう。大山崎荘の耕宅地（荒地二三町七反余を含む）合計

表5 城州分大山崎荘山林所有状況(明治5年)

	人数(%)	筆数	面積(%)	備考
反 100~170	① 2(4.9)	4	反 271.921(47.4)	①庄内持169反724
20~44	② 3(7.3)	7	100.418(17.5)	②観音寺43反524
10~15	6(14.6)	24	74.313(13.0)	
5~10	11(26.8)	45	80.318(14.0)	
5未満	③ 19(46.3)	42	46.322(8.1)	③旧社家5人, 大念寺, 宝寺
合計	41(100)	122	573.502(100)	

- 注 (1) 「城州分 山林箇所付帳」(明治5年, 離宮八幡宮文書)より作成。  
 (2) 城州分大山崎荘の山林は大きく2箇所に分れ, 「内野山地割」13筆111反118, 「中田地山地割」109筆462反314となる。  
 (3) 面積は朱書訂正分の数値を採った。訂正前より25%多い。  
 (4) 奥書は明治6年6月付となっている。なお, 原史料の合計箇所数は124箇所とあり, 明治9年1月までの所有移動も記入されている。  
 (5) 旧社家の所有面積は, 津田貞行1筆115, 井尻栄則3筆1906, 藤井吉則2筆1212, 藤井則繁2筆2012, 藤井則孝1筆2209。寺は, 大念寺1筆3712, 宝寺1024。

表6 大山崎荘山林所有状況(明治15年8月)

	人数(%)	地価(%)	備考
円 46~50	① 2(5.3)	円 95.432(34.8)	①元村中持・庄内各戸へ割渡し分49円258
15~25	② 3(7.9)	59.213(21.6)	②観音寺(土岐本性分含む)19円729
8~15	③ 5(13.2)	53.335(19.4)	③宝寺13円402
3~7	10(26.3)	41.579(15.1)	
3未満	④ 18(47.4)	24.914(9.1)	④旧社家5人, 秦以俊(大念寺)
合計	38(100)	274.473(100)	

- 注 (1) 「明治十五年分山地租徴収簿」(離宮八幡宮文書)より作成。  
 (2) 旧社家の所有地価額は, 津田芳郎0円044, 井尻市太郎1円408, 藤井清0円378, 藤井則繁1円191, 藤井鹿太郎1円361。  
 (3) 元村中持山林の分配を受けた戸数154戸半, うち士族中戸数17戸。

一三七町八反余に対して、山林面積はその四二％に相当する。一人当たりの平均の山林所有面積は一町四反ほどになるが、上層に集積が進み、所有者の約半数は五反未満の零細規模所有となっている。これは表6の地価額でも同様の傾向となる。

所有者を個別にみると、二町以上の比較的大地積の所有者に、先の耕地所有の上位に位置する者がみられ、表3の4（山本庄治郎）が一〇町二反五畝余と傑出し、以下、観音寺（13）四町三反五畝余、笠原平蔵（15）三町四反三畝余、川崎清兵衛（3）二町三反五畝余の順になる。また、入江利兵衛（2）も五年段階では四反五畝余であったが、九年にかけて集積を進め約二町までに所有を拡大している。表6の地価額からみると、右の15、3、2等はさらに集積を進めたものと思われる。他方、社家層に山林を所有するものは、わずか五名にすぎず、その所有面積も零細である。山林は耕地以上に有力層への所有の集中が進展しているのである。なお、前述の谷寺門前の住民はかなりの者が数反から一町台の規模の山林を所有している。この史料は摂州分を含まないので、彼らの所有面積はその部分を入れるとかなり多くなるであろう。彼らの内には耕宅地の所有面積が比較的零細であっても中あるいは上にランクされる者があり、これは山林を利用した収益の大きいことを意味するだろう。ともあれ、社家層はこの面においても除外されることになる。ここで、大山崎荘村民諸身分の戸数割等級と土地所有の相関をみておこう（表7）。

上等にランクされる平民（百姓身分）は約二割、社家層は先にみたようにそれよりもやや比率が高くなる。中等は平民の比率が社家層よりもやや高く、下等は両者ともにほぼ同様の約五割となる。この等級の分布と土地所有規模とを関連させてみると、前提として、社家層は五反―二町層の多いことを反映してこの土地所有層が中等に位置づけられる者の多いことが判明する。とりわけ一町層を検討すると、この層に属す平民の大半は上等にランクされるが、社家は中等に位置する者が多い。したがって、土地の所有規模からみる限りにおいては、平民よりも社家の方が等級設

表7 大山崎荘諸身分の土地所有と等級 (明治5年)

(反)	上		中		下		合計		同%	
	平民	社家	平民	社家	平民	社家	平民	社家	平民	社家
30~60	6(1)	2(1)	—	—	—	—	6(1)	2(1)	3.8	5.9
20~30	4(1)	5(1)	—	—	—	—	4(1)	5(1)	2.5	14.7
10~20	10(5)	1(0)	1(0)	6(0)	—	1(0)	11(5)	8(0)	7.0	23.5
5~10	8(5)	—	5(0)	3(2)	—	4(0)	13(5)	7(2)	8.3	20.6
3~5	—	—	9(0)	—	3(2)	7(2)	12(2)	7(2)	7.6	20.6
1~3	2(1)	—	17(5)	—	11(3)	4(0)	30(9)	4(0)	19.1	11.8
1未満	1(0)	—	15(8)	—	60(22)	1(0)	76(30)	1(0)	48.4	2.9
0	—	—	1(0)	—	4(2)	—	5(2)	—	3.2	—
合計	31(13)	8(2)	48(13)	9(2)	78(29)	17(2)	157(55)	34(6)	100	100
同%	19.7	23.5	30.6	26.5	49.7	50.0	100	100		

- 注 (1) 「家別入用取立帳」(明治5年正月), 「家別入用懸取立帳」(明治6年2月), 「壬申年 田方畠方金納並諸懸取立帳」などにより作成。  
 (2) 土族の等級は明治6年。  
 (3) ( ) 内は, 明治6年, 国界碑論争後摂津国(大阪府)島上郡山崎村として分離した戸数。  
 (4) 掲出外に, 等級があるが戸籍・土地所有関係の不明の家2(下等)。  
 (5) 土地を所有し戸籍もあるが等級のない家10(内, 社家2)。  
 (6) 戸籍があるが等級・土地所有ともない家13(内, 社家6)。  
 (7) 従来村民と思われ土地を所有するが戸籍・等級ともない家4(内, 社家2)。

定において有利である。先に指摘したごとく、上等と下等の負担額の差は一・五倍ある。また、三五反層平民のかなりの部分が中等となるが、社家層はその全員が下等となる。この関係があって、平民の中等比率よりも社家のそれが小さくなっているのである。

この矛盾した関係をいかに評価すべきであろうか。一面、社家層に有利な等級づけにあることは間違いない。しかし、社家層は従来諸営業従事の経験が薄く、社勤を主な生業としてその対価として役田の分配を受けていた。ある程度の規模の「家領」を持つ二、三の例外を除くと、彼ら社家層にとって所持地に占める役田のウェイトは圧倒的に大きい。しかも役田は淀川沿いの低湿地に所在し生産力は不安定であり、かつ所有権も不安定である。社領上知前の役田は無税地であったが、上知後は社勤差免の一方において有税地に転化し、さらにその所有権確定の問題が提起されてくる。

土地依存的性格の強いことは領有制一般の性格でもあるが、社家にとって役田の持つ意味は大きく変わったのである。したがって、あるいはこのような状況を配慮した上での社家層に対する等級づけが設定されているとも考えられるのである。

そこで、次に、役田「所有」の実態と上知後におけるその処分が旧社家層に与えた影響を追究する必要があるが、その問題は紙幅の都合により別稿の課題としたい。

以上のきわめて限定された分析によっても、国家神道形成期における「諸社」クラスの旧神領支配身分（社家）の経済的地位は、むしろ政府の宗教「近代化」政策のゆえに、一、二の例外を除きおしなべて低迷していったといえよう。ちなみに、松方財政の不況期とのやや特殊な条件を考慮する必要があるが、明治十七年十一月における戸長役場の調査によれば（「土族生計取調」、「統計調査」所収、大山崎町役場文書）、離宮八幡宮旧社家二七戸の生計の状況は、「職業維持スル見込アルモノ」二、「今ヨリ明治廿年ノ后、所有公債証耗尽スヘキ見込ニテ、生計無覚束モノ」一一、「既ニ公債耗尽シテ生計ヲ立ル能ハサルモノ」一二のごとくなる。

#### 注

- (1) 丹羽邦男「明治政府の社寺地処分」(『歴史と民俗』三号、平凡社、一九八八年) 参照。
- (2) 離宮八幡宮領においては、土地制度や貢租徴収形態、社家―寺家の関係等において中世的な色彩を残した独得な神領支配が行われていたが不明な点が多い。とりあえず、吉川一郎『大山崎史叢考』(創元社、一九五三年)、今井修平「近世大山崎離宮八幡宮領の構造」(『ヒストリア』第九七号、一九八二年)、『大山崎町史 本文編』(以下『町史本文編』と略、一九八三年、今井執筆の四―六章)、『明治政府の社寺支配過程の総合的研究』(昭和六二年度文部省科学研究費補助金(一般研究B)研究成果報告書、一九八八年、田上繁論文「近世中期以降における離宮八幡宮の経営と社家経営」および泉雅博論文「近世における一社家の土地経営―大山崎離宮八幡宮領の所領構造をめぐって―」) 参照。なお、社家身分の士民編籍の問題については、中島三千男

「近代における社家身分の再編過程——大山崎離宮八幡宮を素材として——」(『人文研究』一〇一号、一九八八年)を参照。

(3) 「宗門人別御改帳」(足田種信家文書)、「社中寺院戸籍」(離宮八幡宮文書)、「摂津国鳴上郡第壹区山崎村戸籍出生年月取調帳」(奥田のぶ子家文書)などによる。

(4) 大山崎荘は三給で、他に竹内家領二一石八斗、五条家領八石が所在する。なお、『町史本文編』は、本文に示した内積高と飛地高を別にみているが(三〇三頁)、元禄四年五月(一六九二)の京町奉行の「覚」に「山崎八幡宮社領内積高九百五拾石余有之由」とあり(『大山崎町史 史料編』、一九八一年、二二二頁)、潰地の代地として飛地領を持つのは八年後のことであるから、飛地高を含む総高を九五五石余と解すべきであろう。ただし、神領高を千石余とする史料もあり、所領高についてはなお検討を要する。

(5) 離宮八幡宮の役寺二寺のうち、宝寺が排仏毀釈を免がれた事情については、拙稿「離宮八幡宮領大山崎荘歴史調査報告」(『歴史と民俗』一三三号、平凡社、一九九六年)参照。

(6) 『町史本文編』四五二頁参照。

(付記)

昭和五十六年四月四日、現地調査で天王山を巡検した夜、丹羽邦男先生はお人柄の洒落風の一面が良く現れた次の一首を宿に残している。九五年九月、現地再調査の折、立寄った三笑亭で芳名録を繰り往時が偲ばれ感慨無量であった。

医者ならば誰も行かない藪の中

ノコノコ入りたけノコを掘る

昭和五十六年四月四日

丹羽邦男